

LS 後期転入

受験番号

2012 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

憲法・民法・刑法

(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

問題

次の文章を読んで、以下の問いに答えなさい。

X は、婚姻によらずに A を出産し、自分ひとりで監護していたので、児童扶養手当を受給していた。ところが、A の父 B が A を認知したため、Y 県知事は児童扶養手当法施行令 1 条の 2 第 3 項（当時）の「父から認知された児童を除く」という規定に基づいて、X の児童扶養手当受給資格喪失処分を行った。これに対して、X は、Y 県を相手どって、この処分の取消しを求める行政訴訟を提起することにした。

- (1) 憲法 14 条 1 項はどのような趣旨を定めた規定であるかについて、説明しなさい。
- (2) X が、児童扶養手当法施行令は憲法 14 条 1 項に違反すると主張する場合、本件はどのような者とどのような者との不平等問題であると理解することができるか。端的に答えなさい。
- (3) 児童扶養手当法施行令が憲法 14 条 1 項に違反するとの立場から、同施行令の合憲性について論じなさい。

【参考資料 1】児童扶養手当法

第 1 条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

第 4 条 都道府県知事……は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、……その母……に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

- 一 父母が婚姻を解消した児童
- 二 父が死亡した児童
- 三 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- 四 父の生死が明らかでない児童
- 五 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

【参考資料 2】児童扶養手当法施行令（当時）

第 1 条の 2

第 3 項 法第 4 条第 1 項第 5 号に規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- 一 父……が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- 二 父が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- 三 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童（父から認知された児童を除く。）

専門論文試験 民法

Aは、Bに対し、100万円の売買代金債権（本件債権）を有していたが、6月28日、CのAに対する貸金債権の弁済に代えて、本件債権をCに譲渡した。この債権譲渡にかかる譲渡通知は内容証明郵便でされ、6月30日にBに到達した。DもAに対して貸金債権を有していたが、6月29日、この債権の弁済に代えて、Aは本件債権をDに譲渡した。この債権譲渡にかかる譲渡通知も内容証明郵便でされ、6月30日にBに到達した。Bは、6月30日の朝から家を留守にしていたが、夜に帰ってきて、2通の内容証明郵便がきていることを知った。Cは、Bを被告として、本件債権の支払を求める訴訟（本件訴訟）を提起した。

- 1 Bへの郵便配達が一日に一度しかされていなかった場合、裁判所はCの請求を認容すべきか。
- 2 Bへの郵便配達を、毎日午前と午後それぞれ一回ずつ行われていた場合、本件訴訟において、証拠調べの結果によっても、2通の内容証明郵便が午前、午後のどちらで配達されたのが不明であったとすると、裁判所はCの請求を認容すべきか。
- 3 Bへの郵便配達を、毎日午前と午後それぞれ一回ずつ行われていた場合において、訴訟提起前の時点で、2通の内容証明郵便が午前、午後のどちらで配達されたのがBにはわからなかった場合、Bは、その時点で100万円を弁済供託することができるか。
- 4 Bへの郵便配達が一日に一度しかされていなかった場合、訴訟提起前の時点で、Bは、100万円を弁済供託することができるか。

専門論文試験 刑法

大学のクラブで先輩と後輩であったXとYは、飲み会の帰り、人気のない道路を通行中、通行人Aとすれ違った。そのとき、少し後ろを歩いていたYが、とっさにAを殴って金品を強奪しようと思い、Aを追いかけて行き、いきなり顔を殴りつけたうえ「金を出せ」と要求した。これを遠くから見ていたXは、最初はびっくりしたものの、Yに協力して金品を奪おうと考え、急いでYとAのいる場所に来て、Yに「おれも手伝う」と言ってYにAの腕をおさえさせて、Aの背広の内ポケットから財布を取った。

上のような事実経過で、YがAの顔を殴った暴行が強かったのでAは顔面に治療2週間の傷を負っていた。

XとYの罪責について論じなさい。

以上